

岐阜県環境生活部 人権施策推進課 岐阜県人権啓発センター
〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 (県庁2F)

☎058-272-1111 (内線3052) 直通058-272-8250

あなたは大丈夫？ インターネットの使い方

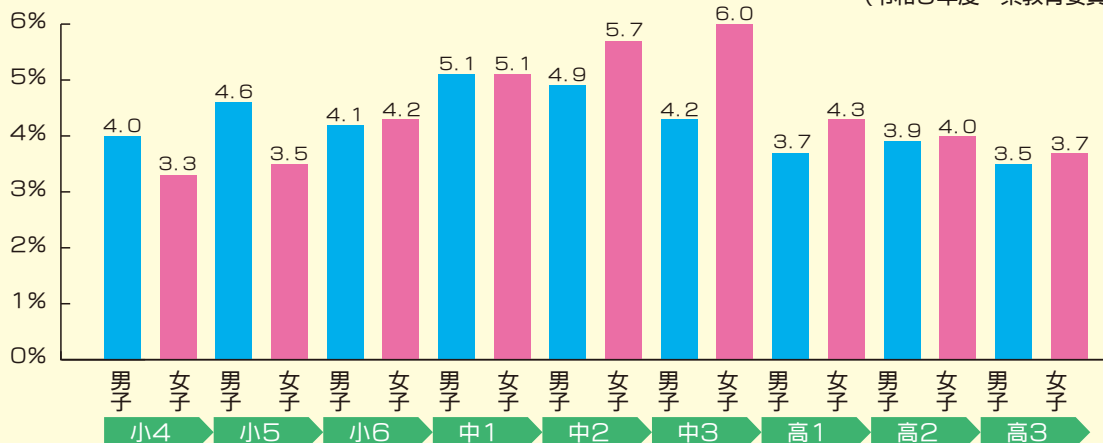


知らないうちに人を傷つけていませんか

スマートフォン等の普及により、新しいコミュニケーションの手段として定着したメールやSNSは、大変手軽で使
いやすく、若い世代のみならず多くの人に広がっています。

ところが、その特性を理解しないまま利用することで様々なトラブルも起こっています。

Q あなたは、インターネットや携帯電話のメールやチャット、SNSなどで、被害を受けたり、嫌な思いをしたことはありますか？
(令和5年度 県教育委員会調べ)



メール・SNSの 特徴

長所【良い点】

複数人でやり取りできる。
面識のない人と交流できる。

短所【悪い点】

文字のやり取りなので、本心を隠せる。
相手の状況がわからない。

メールやSNSは複数人で、しかも面識のない人とも自由に交流できます。

しかし、文字だけのやりとりなので、相手の表情や声の調子がわからず思い違いや誤解を生じやすくなります。また、匿名による書き込みにより、ついつい人を傷つける過激な言葉を使ってしまうこともあります。

ルールを守って安心・安全に使いましょう

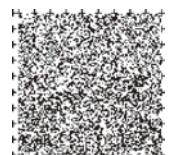
こうしたトラブルが起こる原因として、スマートフォン等所持の低年齢化や長時間使用があります。

適切な使い方について家族で話し合い、「スマートフォン等の使い方ルール」を決めましょう。また、人権を脅かすような悪質な書き込みに対しては、

こどもの人権110番 0120-007-110

などの相談窓口へご連絡ください。

※この資料は法務省委託事業により作成されています。



「障害者差別解消法」が改正され、 民間事業者の合理的配慮の提供が義務化されました!

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「障害者差別解消法」）は、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月に制定され、平成28年4月から施行されました。障害者差別解消法では、「障がいを理由とする不当な差別的取扱い」について行政機関等及び民間事業者ともに禁止し、「合理的配慮の提供」については、行政機関等は法的義務とする一方で、民間事業者においては努力義務としておりました。その後、令和3年5月に「障害者差別解消法」が改正され、「合理的配慮の提供」が民間事業者においても法的義務となり、令和6年4月1日から施行となりました。

岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例

岐阜県では、平成28年4月の障害者差別解消法の施行と同時に、県民誰もが共に安心して暮らせる共生社会づくりを進める「岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例」を制定し、共生社会実現施策に取り組んでいます。

障がい者差別解消に関する相談窓口

岐阜県では、障がい者差別に関する相談窓口として、「岐阜県障がい者差別解消支援センター」を設置しております。全ての障がい種別について相談をお受けしますので、お気軽にご相談ください。

このほか、お住まいの市町村の地域相談員（身体・知的障害者相談員）にもご相談いただけます。最寄りの地域相談員がどなたなのかは、お住まいの市町村にお問い合わせください。

連絡先



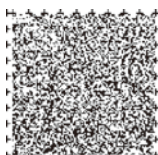
岐阜県障がい者差別解消支援センター

月～金（祝日を除く） 8:30～17:15

TEL 058-215-9747

FAX 058-277-7217

E-mail :info@gifu-kaisho.jp



全国一斉「こどもの人権相談」強化週間 ～なんでもおしえて こころのもやもや～ における電話相談所の開設について

いじめやSNSに悪口を書き込まれたなど、学校や家、その他のことでだれにも打ち明けることのできない悩みについて、どなたでもお気軽にご相談ください。

日 時 令和6年8月21日(水) から同月27日(火) まで
月曜日から金曜日は、午前8時30分から午後7時まで
土・日曜日は、午前10時から午後5時まで
(上記強化週間以外の日でも、平日8時30分から午後5時15分まで相談に応じています。)
※相談は無料です。

秘密は厳守します!!

電話番号 子どもの人権110番 **0120-007-110** (フリーダイヤル)
※携帯電話からもかけられます。

相談担当者 人権擁護委員、法務局職員

パソコンからは

携帯電話からは 右のQRコードを読み取れば相談ページにアクセスできます。

SNS (LINE) による人権相談
アカウント名 法務局LINEじんけん相談
検索ID @linejinkensoudan
右のQRコードを読み取れば友達登録できます。



子どもの人権SOSミニレター事業について

岐阜地方法務局では、「いじめ」「体罰」「虐待」などの問題に対する活動として、岐阜県内の小学校・中学校の児童・生徒に「こどもの人権SOSミニレター」を配布しています。

このミニレターに相談したいことを書いて、裏面の封筒部分を切り取り、便せん部分を入れてポストに投函すると、岐阜地方法務局に届きます。切手を貼る必要はありません。

人権擁護委員や法務局職員が手紙を読んで、子どもたちが何を悩んでいるのか、どのような内容の返事を書けば悩みが解消するのかなどを考え、返事を出します。子どもたちが少しでも悩みから抜け出せるように、また、子どもたちの力になるようにアドバイスしています。

返事を出すときには、新しいミニレターを同封していますので、子どもたちの手元には常にミニレターがあることになり、いつでも相談できるようにしています。

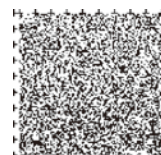
困ったことがあれば、「こどもの人権SOSミニレター」を使って、ぜひご相談ください。



※ミニレターが手元にない方で、ご希望の方は、

子どもの人権110番
0120-007-110
(フリーダイヤル) までお電話ください。

秘密は厳守します!!



職場のハラスメント対策（事業主の義務）等

職場におけるハラスメントは、働く人が能力を十分に発揮することの妨げになることはもちろん、個人としての尊厳や人格を不当に傷つける等の人権に関わる許されない行為です。

また、企業にとっても、職場秩序の乱れや業務の支障が生じたり、貴重な人材の損失につながり、社会的評価にも悪影響を与えかねない大きな問題です。



例：職場の宴会で体を触られた
性的な話をされた



例：上司・同僚に「繁忙期に妊娠する
なんて非常識だ」と言われた



例：必要以上に長時間にわたり、
繰り返し執拗に叱られた

※セクハラについて、同性間でも対象となり、性的指向又は性自認にかかわらず性的言動であれば該当します。

上記のようなハラスメントを防止するために…事業主は以下の措置を講ずる必要があります！！
職場におけるパワーハラスメント防止措置が事業主の義務となっています！

- ハラスメントがあってはならない旨の方針の明確化及びその周知・啓発
- 相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- 職場におけるハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応
- 職場における妊娠・出産等に関するハラスメントの原因や背景となる要因を解消するための措置
- 相談者・行為者等のプライバシー保護、相談したこと等を理由とした不利益取扱を禁止する旨定め周知



■問い合わせ先／岐阜労働局雇用環境・均等室 TEL 058-245-1550

公正な採用選考をめざして



応募者に広く門戸を開いた上で、本人の適性と能力に基づいた基準による「公正な採用選考」をお願いします。特に応募書類には、就職差別につながるおそれのある事項を含まないもの（厚生労働省履歴書様式例（<https://kouseisaiyou.mhlw.go.jp/methods.html#methods01>）を参照）を用いるとともに、面接時においても、同様に就職差別につながるおそれのある事項の質問は行わず、すべての応募者に公平な対応ができるようにあらかじめ質問事項を決めておきましょう。

<就職差別につながるおそれのある応募書類>

「戸籍謄（抄）本」「住民票」「現住所（自宅付近）の略図等」「健康診断書」など

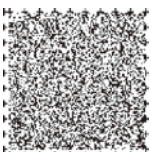
<採用選考時における健康診断>

- ・その必要性を慎重に検討すること。
- ・合理的かつ客観的に必要である場合を除き、実施しないこと。

<採用内定後にも注意を>

* 採用内定後においても、単に従来からの慣行であるなどの理由で画一的に提出させることは避け、「本籍」や「家族」欄がある古い労働者名簿等はそのまま使用しないこと。

■問い合わせ先／岐阜労働局職業安定部職業安定課 TEL 058-245-1311
又は最寄りのハローワーク



第三者による住民票の写し等の不正請求を防ぐために

本人通知制度について

全国で住民票の写しや戸籍謄本等（以下「住民票の写し等」という。）が、本人の知らないところで不正に取得される事案が相次いで起こりました。その中には、身元を調査するためのものもあったとされており、このような行為は、個人情報の不正取得にとどまらず、結婚差別や就職差別等の重大な人権侵害を引き起こす恐れがあります。このような事案を防止するため、県内の全市町村で「本人通知制度」が行われています。

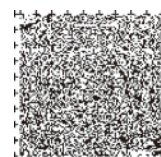
この制度は、市町村の窓口で交付される住民票の写し等が本人以外の第三者に交付された際、その事実を登録市町村から本人に通知するものです。



制度を実施している県内の市町村・お問い合わせ先（令和6年8月1日現在）

登録を希望する方は、住民票または戸籍がある（過去にあった場合を含む。）市町村にて**事前登録が必要**です。詳細は、下記市町村お問い合わせ先までお尋ねください。

地区	団体名	代表番号	団体名	代表番号	団体名	代表番号
岐阜地区	岐阜市市民課	058-265-4141	羽島市市民課	058-392-1111	各務原市市民課	058-383-1111
	山県市市民環境課	0581-22-2111	瑞穂市市民課	058-327-4111	本巣市市民課	058-323-1155
	岐南町住民課	058-247-1331	笠松町住民課	058-388-1111	北方町住民保険課	058-323-1111
西濃地区	大垣市窓口サービス課	0584-81-4111	海津市市民課	0584-53-1111	養老町住民環境課	0584-32-1100
	関ヶ原町住民課	0584-43-1111	垂井町住民課	0584-22-1151	神戸町住民保険課	0584-27-3111
	輪之内町住民環境課	0584-69-3111	安八町生活環境課	0584-64-3111	揖斐川町住民生活課	0585-22-2111
	大野町住民課	0585-34-1111	池田町住民課	0585-45-3111		
中濃地区	関市市民課	0575-22-3131	美濃市市民生活課	0575-33-1122	美濃加茂市市民課	0574-25-2111
	可児市市民課	0574-62-1111	郡上市市民課	0575-67-1121	坂祝町窓口税務課	0574-26-7111
	富加町住民課	0574-54-2111	川辺町住民課	0574-53-2511	七宗町住民課	0574-48-1111
	八百津町町民課	0574-43-2111	白川町町民課	0574-72-1311	東白川村村民課	0574-78-3111
	御嵩町住民環境課	0574-67-2111				
東濃地区	多治見市市民課	0572-22-1111	中津川市市民保険課	0573-66-1111	瑞浪市市民課	0572-68-2111
	恵那市市民課	0573-26-2111	土岐市市民課	0572-54-1111		
飛騨地区	高山市市民課	0577-32-3333	飛騨市市民保健課	0577-73-2111		
	下呂市市民サービス課	0576-24-2222	白川村村民課	05769-6-1311		



「ちょっといい話」を募集しています!

～令和6年度「ちょっといい話」募集要項～

日々の生活の中で、ほんの少し相手のことを思ってかけた「言葉」や「行動」で周りの空気が温かくなったという経験はありませんか?

また、あなたが辛かったとき、苦しかったときかけられた「言葉」や「行動」が励ましになった経験はありませんか?

このような身のまわりで経験した心温まる出来事を募集しています

応募期限

令和6年9月6日(金) 必着

応募資格

どなたでも可能

応募方法等

- ・自分が体験した、あるいは自分の周りであった心に残る「ちょっといい話」を200字程度にまとめてください。
- ・作品には必ずタイトルをつけ、「お住まいの市町村」、「お名前」、小学生～高校生までの方は「小・中・高校名/学年」をご記入ください。
- ・下記のURL(県ホームページ)から原稿用紙をダウンロードして使用していただき、郵便、FAX、Eメール等でご提出してください。

原稿用紙 <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/361817.html>

- ・また、下記のURL(応募画面)から直接入力するか、QRコードを読み取っていただき、スマートフォンからも応募できます。

応募画面 <https://logoform.jp/form/T8mB/565811>



スマホからの応募画面

注意事項

- 1 応募作品の著作権は応募者に帰属しますが、冊子やパネル、その他啓発資料等で匿名にて紹介させていただくことについて、予めご了承の上、ご応募ください。
- 2 応募は無料です。ただし、作品の送料は応募者側の負担とします。
- 3 応募いただいた作品は返却しません。
- 4 作品中の個人を特定される部分は掲載しないか、作品の趣旨を損なわない範囲で一部修正することがありますのでご了承ください。
- 5 個人情報については適切に管理し、目的外に本人の同意なく個人情報を開示しません。

問い合わせ先

岐阜県環境生活部人権施策推進課

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1

TEL 058-272-8250 FAX 058-278-2615

Eメール c11227@pref.gifu.lg.jp



音声コードって?

各ページの右または左下隅に、バーコードのようなものが印刷されています。これは、『音声コード』といいます。音声コードとは、紙に掲載された情報をデジタルに変える、新しい形の二次元バーコードのことで、縦と横の2方向に情報を記録することができます。この音声コードは、「活字文書読み上げ装置」によって音声で読み上げてくれます。また、活字文書読み上げ装置で音声コードを読み取らせる場合、音声コードの位置がわかるように、用紙に切り込みを入れてあります。目の不自由な方々にも、当課が発行する啓発資料を活用していただくため、人権だよりは、『音声コード』による情報提供を行っています。

※「活字文書読み上げ装置」は、視覚障がいの方の日常生活用具として、給付(補助)を受けることができます。詳しくは、お住まいの市町村福祉窓口までお問い合わせください。

